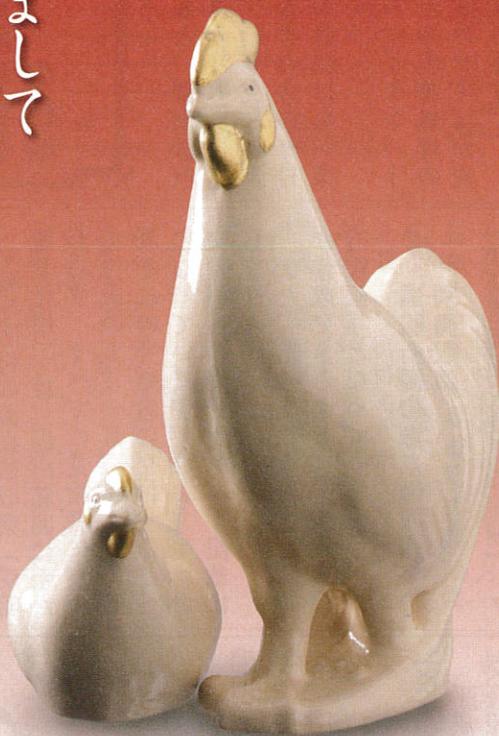


あけまして  
おめでと  
うござい  
ます



# 明日へのたより

発行所  
税理士法人 ウィズアス  
ウィズアスM&Aセンター  
税理士  
**的場 勝**

〒543-0074  
大阪市天王寺区六万休町  
4-17-203号  
ファミリー四天王寺夕陽ヶ丘  
TEL 06(6771)7106

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 2日・振替休日 9日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	.	.	.	.

## ワンポイント 宿泊税

ホテルや旅館の宿泊者に課税する法定外目的税。大阪府ではこの1月から1人1泊の宿泊料金に対して、1万円以上1万5千円未満100円、1万5千円以上2万円未満200円、2万円以上300円の税率の宿泊税を導入します。1万円未満は免税。東京都はすでに平成14年10月に税率2段階の宿泊税を導入しています。

## 1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出  
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出  
1月31日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出  
1月31日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付  
1月10日  
(納期の特例を受けている事業所の7~12月分は1月20日)
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告  
(法人税・消費税等)  
1月31日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告  
1月31日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告  
(年3回の場合)  
1月31日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告  
1月31日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出  
1月31日
- 労 務 / 労働保険料の納付(第3期分)  
1月31日  
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)

～マイナンバー適用開始～  
1月固有業務のポイント

## 各種法定調書と 償却資産申告書の 作成

毎年一月になると、源泉徴収票や各種支払調書の作成・交付、税務署への提出、給与支払報告書、償却資産申告書の各市町村への送付等、他の月にはない業務が多くなります。

加えて本年からマイナンバーの記載が始まるため実務処理の負担も増え、様式のサイズが変更されたものもあります。そこで、これら一月固有の業務のポイントについて整理してみます。

### I 法定調書

法定調書には多くの種類がありますが、そのうち一般的なものについてポイントを整理すると次のようになります。これらは、一月末までに所轄税務署長に提出する必要があります。

#### 1 給与所得の源泉徴収票

##### 【税務署提出を要する範囲】

下表のとおりです。

「給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）」は、提出範囲にかかわらず、すべての受給者について作成の上、一月末日までにそれぞれの受給者に交付することになっていきます。なお、受給者交付用へのマイナンバー記載はしません。

また、給与支払報告書と同時に作成できるように、四枚又は三枚複写となっています。

#### 2 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

##### 【税務署提出を要する範囲】

退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の提出範囲は、平成二十八年中に支払が確定した退職手当等の受給者が、法人（人格のない社団等を含みます）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等）であった者です。

なお、「退職所得の源泉徴収票」は、提出範囲にかかわらず、退職後一か月以内にすべての受給

者に交付することになってい

#### 3 報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書

##### 【税務署提出を要する範囲】

平成二十八年中に講演料や外交員報酬など所得税法第二〇四条第一項等に規定する報酬・料金を支払った者は、同一人に対する支払金額の合計が一定額を超える場合に提出します。

#### 4 不動産の使用料等の支払調書

##### (1) 提出義務者

平成二十八年中に不動産、不動産の上に存する権利、総トン数二〇トン以上の船舶・航空機の借受けの対価等を支払った法



### 【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】

	受給者の区分	提出範囲
年末調整をした者	(1)法人（人格のない社団等を含みます）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等である者）及び現に役員をしていなくても平成28年中に役員であった者	平成28年中の給与等の支払金額が150万円を超えるもの
	(2)弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、海事代理人、建築士等（所得税法第204条第1項第2号に規定する者）	平成28年中の給与等の支払金額が250万円を超えるもの
	(3)上記(1)及び(2)以外の者	平成28年中の給与等の支払金額が500万円を超えるもの
年末調整をしなかった者	(4)「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した者	イ平成28年中に退職した者、災害により被害を受けたため、平成28年中の給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予又は還付を受けた者
		ロ平成28年中に主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった者
	(5)「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった者（給与所得の源泉徴収税額表の月額表又は日額表の乙欄若しくは丙欄適用者等）	全部
		平成28年中の給与等の支払金額が50万円を超えるもの



## 新年のご挨拶



明けましておめでとうございます。

消費税率10%への引上げが平成31年10月に2年半延期されたことに伴い、住宅取得の際の契約日による税率適用の経過措置や住宅ローン減税の適用期限、自動車取得税の廃止時期などの見直しが行われていますので注意が必要です。

本年1月から、いわゆるスイッチOTC医薬品の購入額が年間1万2千円を超えた場合に、その超えた部分の金額(8万8千円を限度)を所得控除できる医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)がスタートします。薬代のみを対象にする特例制度導入の背景の一つには、増大する医療費の抑制があります。平成33年末までの適用で、通院・入院費用等も対象となる現行の医療費控除とは選択適用になります。

毎年9月に引き上げられてきた厚生年金の保険料率は、本年9月の引上げを最後に固定されます。企業の社会保険料負担の増大が、一部ではあるものの止まることになるわけですが、年金財源である消費税の税率引上げが延期されたことを考えると、その影響が心配されます。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

## 相続税申告書への被相続人のマイナンバーの記載が不要に

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入により、平成28年1月1日以降に相続等(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む)により取得する財産に係る相続税の申告書には、被相続人のマイナンバーを記載する必要がありました。が、平成28年10月以降に提出する相続税申告書より、被相続人のマイナンバーの記載が不要となりました。

故人からは相続開始後に個人番号の提供を受けることができないため、相続税申告書に被相続人の個人番号を記載するには、相続開始前に、相続税の申告のために、あらかじめ個人番号の提供を受けておくことが必要でした。しかし、親族間であっても抵抗があったり、困難である、という趣旨の意見があったようです。そのような意見を踏まえ、相続税申告書への被相続人の個人番号の記載を不要とする見直しが行われました。

## 扶養親族の所属の変更

例えば、夫が長男を扶養親族とする「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出し年末調整を行い、妻が扶養親族の記載をせずに「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出し年末調整を行った場合でも、その後、夫の扶養親族を妻の扶養親族に変更する方法があります。

する者(夫)全員が、その所属の変更を記載した「確定申告書」を提出すれば、扶養親族の所属の変更は認められます。

なお、この場合の申告書には、「修正申告書」及び「更正の請求書」は含まれませんので、いずれかの居住者がいったん確定申告書を提出している場合には、扶養親族の所属の変更はできません。